

令和7年9月18日

東日本信用漁業協同組合連合会

「当座勘定規定」の一部改訂について

平素より弊会をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、弊会ではお客様とのお取引にあたり各種規定等を発行しておりますが、手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応として「当座勘定規定」の一部改訂を実施しますのでご案内いたします。

お客様におかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定概要

当座勘定の払出しにおいて、手形・小切手の他に払戻請求書による取り扱いを可能とする旨を追加。

2. 新旧対照表

改正後	現行
7（手形、小切手の支払等） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当信漁連所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。また、当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当信漁連所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当信漁連が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u>	7（手形、小切手の支払等） (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>(追加)</u> を使用してください。 <u>(追加)</u>
17（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u> または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当信漁連（組合）に画像として送信されているものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。	17（印鑑照合等） (1) 手形、小切手 <u>(追加)</u> または諸届書類に使用された印影（電磁的記録により当信漁連（組合）に画像として送信されているものを含みます。）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>(追加)</u> 諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当連合会は責任を負いません。

3. 改定日

令和7年10月1日（水）

以上